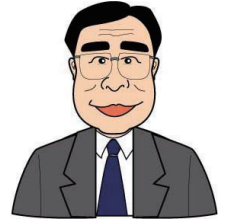


## 今月のテーマ 「タクシー代と仕入税額控除」

**1. Q** インボイス制度では、対価を支払って売手からインボイスを取得し、それを保存することにより、消費税計算における仕入税額控除ができることになっていますね。例えば、従業員さんがインボイス登録をしていない個人タクシー(免税事業者等)を利用して代金を現金で支払って領収書を受け取った場合、従業員さんが会社との間で精算する実費相当額に対する消費税を仕入税額控除できるのでしょうか。



**A** インボイス制度では、免税事業者や未登録の課税事業者からはインボイスが交付されず買手は原則として仕入控除できません。しかし買手は経過措置を適用することによって、制度開始から最初の3年間は仕入税額の80%、その後の3年間は仕入税額の50%の控除が可能になります。

**2. Q** 請求書等の交付を受け取ることが困難などの理由がある場合は、帳簿のみの保存でも仕入額控除できるのでしょうか。

**A** 旅費規程に基づく範囲の額であれば、会社は帳簿に“出張旅費特例”などと記載して保存すれば全額控除することができます。また、一定規模以下の中小事業者については、インボイス開始後の6年間、税込み1万円未満の課税仕入につき、一定事業が記載された帳簿のみで仕入額控除も認められています。(少額特例)

**3. Q** それでは、従業員さんが法人クレジットカードでタクシー代を支払った場合にも、出張旅費特例が適用できますか。

**A** この場合は、会社と従業員さんの間で金銭の授受が行われず、会社の銀行口座から費用が引き落とされるため、出張旅費特例の対象にはなりません。ただし「公共交通機関特例」や「回収入場券特例」の対象になり、帳簿のみ保存で可能になります。

### FMサガ、NBCラジオ佐賀「野中税理士の税務相談コーナー」放送中!

7月放送は 7月11日、25日(FMサガ) 【第2、4火曜】午後4時30分～

7月 7日、21日(NBCラジオ佐賀) 【第1、3金曜】午前9時35分～

#### 今日の一句

子供の頃、日本の夏は蚊帳がありました…そこで一句!!

「夕立と カミナリ光り 蚊帳の中」 (地震、カミナリ、火事、親父)

♪ たどり着いたらいつも雨降り 吉田拓郎

#### 今日の一言

「共感力の暴走」 (人間の本性)

### 九星占い (7月)

#### 《一白水星》

吉凶混合です。勇み足に注意! 先走ると思わぬところで落とし穴が。慎重さと勤勉を心がけてください。

#### 《二黒土星》

家族や周りの人への気遣いが大切です。常に感謝の気持ちを表すように心がけると運氣UPに繋がります。

#### 《三碧木星》

対人関係が良い時です。人との交流が運氣UPの鍵です。先を見据え人脈作りに励みましょう。

#### 《四緑木星》

無理せず体調管理に努めましょう! 上司や目上の方の意見に耳を傾けましょう。良い知恵が!

#### 《五黄土星》

運氣は上昇中です。特にパートナー運が良い時です。良いご縁が繋げられるでしょう。

#### 《六白金星》

衝動買いしやすいつ時です。本当に必要か、もう一度考えての購入がおすすめです。何事も手堅く!

#### 《七赤金星》

とても忙しい月となりそうです。熱中症に注意しましょう。睡眠と休養が運氣UPの鍵です。

#### 《八白土星》

美味しい話に注意! 堅実にコツコツ実績を積み上げましょう。物事は焦らずじっくり進めるのが吉です。

#### 《九紫火星》

一見順調に進むのですが、油断は禁物です。気を抜かないようにしましょう。スケジュール管理が大切です。